

令和4年度第4回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議 事 要 旨

1 日時 令和4年10月11日（火）午後6時40分～午後7時35分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

(1) 委員

大野会長、田中副会長、稲垣委員、金子委員、齊藤委員、榊委員、杉山委員、宮崎委員

(2) 説明員

総務部デジタル戦略担当：佐久間課長、柴田係長

子ども家庭部子ども育成課：杉本係長

(3) 事務局

企画部法務担当：乙幡課長、福岡係長、河津主事、井上主事

4 傍聴者 0名

5 議題 諮問第65号 個人情報の目的外の利用及び提供について

6 議事要旨

会 長 諮問第65号について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を越えて連携させ、真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。」ということになっている。その上で、「当該実証事業を踏まえ、データ連携やそれを実現するシステムの在り方について、これまでの関係府省庁が一体となって検討する。」ということになっている。

このたび本市は、デジタル庁が実施するこの実証事業に参加することとなり、市長部局及び市教育委員会がそれぞれ保有するデータを連携し、分析することにより、真に支援が必要な子どもや家庭を発見する仕組みを整備したいと考えている。

データの連携・分析に当たっては、複数の部課の間でそれぞれが保有する多様な個人情報のやり取りが必要となるため、このことが条例第13条第1項により禁止されている個人情報の目的外の利用及び提供に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものである。

対象者の抽出に当たって、目的外の利用及び提供をする個人情報については、「【別紙】個人情報項目」に整理している。また、実施期間については、令和4年度中を予定している。

それでは、参考資料の1ページ目をご覧ください。冒頭の説明と重複するが、本事業はデジタル庁の実証事業として実施する。貧困、虐待、ヤングケアラーなどの困難を抱えた子どもやその家庭は、実態の把握が難しく支援が行き届きにくいいため、デジタル庁では、子どもに関するデータを活用し、真に支援が必要な子どもや家庭を発見し、プッシュ型の支援に結び付けることを考えている。また、来年度から発足する子ども家庭庁の体制や主な事務の中で、「デジタル庁等と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々の子どもや家庭の状況や、支援内容等に関する教育、保育、福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報分析し、支援の必要な子どもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型の支援を届けることができる取組を推進する。」としている。

本実証事業については、現在、デジタル庁、内閣府、厚生労働省、文部科学省が参加し、国をあげて取り組んでいるという状況である。なお、本実証事業に採択されている団体は、東京都昭島市、埼玉県戸田市、石川県加賀市、愛知県、兵庫県尼崎市、広島県、福岡県福岡市ということで、全国で7団体が採択されている状況である。

続いて、2ページ目をご覧ください。目的・背景については、本市でも、相談や通報のない真に支援を必要としている家庭や子どもを見つけ出す仕組みが整っていない現状があり、その仕組みをどうにか整えられないかという思いから本実証事業に参加することとした。本市の事業としては、子ども家庭支援センターを中心に、連携したデータを分析して、真に支援が必要な子どもを見つけ出す仕組みを整えることを目標としている。

概要については、3ページ目の実証事業想定モデルプランをご覧ください。こちらが本事業の目標とするモデルプランとなっている。

「相談に来た家庭／子ども」にあるように、市民から相談・通報があった家庭や子どもについてはこれまでも支援することができているが、相談・通報がない家庭や子どもは見つけ出すことができず、そういった真に支援が必要な家庭や子どもについては支援が行き届いていないという実態がある。そこで、赤枠で囲んでいる部分のとおり、本市が保有している子どもに関するデータを連携させ、傾向を分析し、困難を抱える家庭や子どもの発見・支援を目指すこととしている。

このデータ連携・分析によって、「相談に来ない家庭／子ども」が困難に陥る前に、未然にこれを防止できるような支援や施策を検討することができるのではないかと考えており、最終的にはプッシュ型の支援を目標としている。しかし、これには国の方でも様々な課題があるため、今回はこの赤枠で囲んでいる部分について諮問したいと考えている。

続いて、次のページの「利用データ概要図」をご覧ください。今回は、青枠で囲んでいる子ども家庭支援センターが持っているデータとその他の市長部局の課が保有しているデータ、これらに加えて黄色の枠で囲んでいる教育委員会が保有しているデータを閉鎖されたネットワーク内で連携し、データの分析を行うことを予定している。この分析結果については、子ども家庭支援センターが内容の確認をし、傾向分析の方法や今後の活用を検討していきたいと考えている。主な利用データ項目については右の図に記載しているとおりだが、詳細な利用データ項目については「【別紙】個人情報項目」に記載している。

最後に、最終ページの諮問内容についてだが、今回は、1つ目として「【別紙】個人情報項

目」の右から2番目の欄の目的外利用に丸がついているデータの利用、2つ目として「【別紙】個人情報項目」の右端の欄の提供に丸がついている教育委員会が保有している情報の市長部局である子ども家庭支援センターへの提供について意見を伺いたい。また、利用方法については、子ども家庭部子ども育成課子ども家庭支援センター系の職員が分析結果を閲覧し、本実証事業の内容について確認することを予定している。なお、補足として、地方税のデータは利用しない。

また、懸念事項への整理としては、①から③までに記載しているとおりである。既存のマイナンバー系ネットワークで全てのデータを管理し、アクセス権限を厳しく制限し、分析結果についても子ども家庭支援センターの職員が確認するという一方で、限定的に利用することとなっている。本事業の内容については、引き続きデジタル庁とも調整の上、実施していく事業となっている。説明は以上である。よろしくご審議いただきたい。

会 長 本件について意見、質問等求める。

委 員 プッシュ型の支援とあるが、どのようなアプローチ方法を想定しているか。

説明員 アプローチ方法については、検討中であるが、個人に対して直接発信することには、課題があると考えている。学校や地域に支援の案内をする等の方法も考えられるが、この点については、今回の実証事業で傾向を分析する中で検討を進めていきたい。

委 員 子ども家庭支援センターだけが本件について個人情報を利用するのか。それとも各部署が連携して利用するのか。

説明員 本件について個人情報を利用するのは、子ども家庭支援センターのみであり、他の部署が分析等に関わることはない。

委 員 実証事業の参加公募に対しては、どのくらいの自治体が応募をしたのか。また、どのような点を評価されて採択されたと考えているか。

説明員 約20団体の応募があり、そのうち7団体が採択された。我々の意気込みが伝わったという部分もあるかと思うが、今後全国に横展開をしやすい事業であった点が評価されたものと承知している。

委 員 例えば、全身にあざがあるなど、虐待を受けていることが外形上、明らかであれば、近所の方や幼稚園、学校の先生等が気付くこともあると思うが、表に現れないようなケースについて、どのように把握するのか。

説明員 おっしゃるとおり、お子さんに困っている様子があれば分かるが、若干欠席が多い中でも、朗らかに登校しているようなお子さんの場合は、困り感というものは伝わってこない。しかし、データを調べてみると、例えば、その家庭に要介護4、5といった重い介護が必要な家族がいて共働きであった。加えて、介護の支援が入っていないなどの情報が明らかになると、家庭の手伝いをするために学校を欠席していた可能性が見えてくるのではないかと考えている。あくまでも一つの例ではあるが、このように各種データを連携・分析することで、表に現れないようなケースについても把握することができるのではないかと考えている。

委 員 今回の諮問の対象となる個人情報の目的外の利用及び提供は、あくまで傾向の分析のためであって、子どもや家庭への個別の支援は含まれていないという認識でいいか。

説明員 然り。子ども家庭支援センターにおいて、分析結果の個別の確認までは行うが、分析結果をどのように活用してプッシュ型の支援につなげていくかについては今回の諮問には含んでいない。

委員 各種データから傾向を分析するということが、全く同じパターンの家庭というのはまずなく、1,000件あれば1,000通りのパターンがある。そのような中で傾向を分析するのは、とても困難な作業になると思うが、この点いかがか。

説明員 分析結果については、あくまで示唆するものであり、必ずしも正しいものではないと認識している。子ども家庭支援センターにおいて、分析結果を検証しながら活用していきたいと考えている。

委員 今年度はあと半年しかないが、実証事業における目標をどこまでとして捉えているか。

説明員 実際に分析を進めてみないと、どこまでできるのか不透明なところではあるが、実証事業における成果だけでなく、課題の発見ということも重要と考えている。国との関係でも、分析における課題も含め報告を上げることとなっている。市としても、課題等を踏まえ、令和5年度以降も引き続き取り組んでいきたいと考えている。

委員 おっしゃるとおり、実際やってみないと分からないと思うが、セキュリティの面は、万全を期していただきたい。

委員 来年4月からは、個人情報保護制度が個人情報保護法に一元化されることとなるが、今回、本件について了承するとされた場合、来年の4月以降、個人情報保護法の下で、この了承はどのような扱いとなるか。

説明員 今回の諮問は、令和4年度のみということで意見をお聴きしているところである。令和5年度以降は、個人情報保護法の適用を受けることとなるため、同法の解釈との関係を整理する必要があるが、この点については国の方で整理するものと聞いている。そのため、令和5年度以降は、国の方針や個人情報保護法の解釈に注視しながら、取組を進めていくことになると考えている。

会長 地方税の賦課徴収に関するデータは利用しないと書かれているが、各家庭の経済的状況については、どのように把握するのか。

説明員 地方税の賦課徴収に関するデータについては、地方税法において厳しい守秘義務が課されていることから、法令の定めや本人の同意なく利用することはできないこととなっている。そのため、各家庭の経済的状況については、各種手当の受給の有無等から把握することとなる。

会長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」との声あり)

会長 それでは、原案のとおり了承する。

これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。